

令和5年度 医学部入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症対策に伴う受験上の配慮について

一般選抜における受験機会の確保について

医学部一般選抜に出願した者で、新型コロナウイルス感染症等の原因により第2次試験（第2次学力検査）を受験できなかった者等に対しては、受験機会を確保するため、新たに受験料を徴収せず「特別措置」として、大学入学共通テストの成績により「小論文・面接」受験資格の有無の判定を行います。

なお、「特別措置」の対象者、申請方法等詳細については、決定次第、ホームページに公表いたします。